

国立大学法人東京学芸大学における研究資料等の保存期間等に関する要項の一部改正について

改正理由：令和4年7月14日に施行した国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程（平成19年規程第31号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程（平成19年規程第31号。以下「規程」という。）<u>第25条第4項</u>の規定に基づき、研究資料等の保存期間等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年11月14日から施行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程（平成19年規程第31号。以下「規程」という。）<u>第11条第3項</u>の規定に基づき、研究資料等の保存期間等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p>